

早朝・延長保育を希望される方に

武豊町子育て支援課
令和5年9月1日

平常保育時間(月曜日から金曜日は8時～16時、土曜日は8時～12時)を超えて保育が必要な方には、保育時間の延長を行う延長保育を実施します。

延長保育が利用できる方

勤務等の時間が平常保育時間を超える方で、家庭での保育ができない場合、次の事項に該当する方が利用できます。

1 家庭外労働

月64時間以上の勤務をしている方で、その勤務時間が16時以降になる場合など【常勤でもパートでも可】

2 家庭内労働

自営業で、業務の中心者として、1日8時間以上勤務する方

3 出産

出産予定日の前後、各8週間のうちで必要とする期間

4 疾病、病人の看護、家庭の災害、その他等

上記理由で、それぞれの要件を満たし、延長保育が必要と認めた場合

早朝・延長保育を実施する園

南・富貴・北・西・六貫山・中山・東大高・わかば・このみ保育園の9園です。

延長する時間

月曜日から土曜日までの7時30分～8時まで(早朝)

月曜日から金曜日までの16時～19時まで(延長)

※ 土曜日の13時以降の延長保育は、西保育園のみの実施です。西保育園以外の保育園の方で土曜日の13時以降の延長保育を利用される場合は、朝から西保育園への登園となります。

延長保育の申込み

延長保育を希望される方は、月々の契約となりますので、延長保育を必要とする月の、前月の園長が指定する日に申し込んでいただきます。

保育料の引落とし口座より毎月引落とし徴収させていただきます。

変更による減額は返金できません。ただし、やむを得ず追加の場合は園にご相談ください。追加分の使用料は納付書での請求となる場合があります。

延長保育使用料

標準時間認定の方は早朝のみ料金が発生します。

延長保育使用料は、下表のとおり1時間あたり月1,000円ですが、早朝の30分は1,000円となります。

早朝と土曜日以外の延長保育使用料は、1時間あたり1,000円ですが、30分あたり500円の単位で契約できます。

また、契約時に延長保育の必要日数が、10日以下になる場合は、延長保育使用料の半額の徴収となります。

不明点等ございましたら、お子様の通所している施設の施設長、または子育て支援課へお問い合わせください。

延長保育使用料表【1か月あたりの料金】

※標準時間認定の方は早朝のみ料金が発生します

| | 時 間 | 延長保育使用料 |
|-----|--------------------------------------|---------|
| 早 朝 | 7時30分～ 8時00分まで | 1,000円 |
| 延 長 | 16時00分～17時00分まで | 1,000円 |
| | 16時00分～18時00分まで | 2,000円 |
| | 16時00分～19時00分まで | 3,000円 |
| 土曜日 | 16時00分～19時00分まで(土曜日)※ 2・3号短時間認定のみ | 2,000円 |

※ 土曜日の13時以降の延長保育は、西保育園のみの実施です。利用される場合は、朝から西保育園への登園となります。

上記料金のほかに、おやつ代1日あたり50円が必要です。月平均20日を予定しており、月額1,000円となります。延長保育の必要日数が、10日以下になる場合は、半額の500円となります。

留意事項

- 1 毎年度、延長保育をはじめる時期は、保育園の生活に慣れていただくことや、保育士の体制などの関係から、4月中旬からになります。
- 2 お申込みをいただいても、受け入れ体制によって、ご希望にそえない場合があります。
- 3 各保育園の土曜日保育の申込人数が3名以下の場合には、他の園で保育をさせていただきます場合があります。